

熊本県公報

第 1 0 9 1 4 号
平成 14 年 11 月 25 日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 平成 14 年 12 月定例県議会の招集……………(財 政 課) 1
- 字の区域の変更……………(市町村総室) 1
- "……………(") 2

公 告

- 土地改良事業施行認可……………(農村計画課) 2
- 定款変更認可……………(") 2
- "……………(") 2
- 換地処分……………(農地建設課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村意見……………(") 3
- 換地計画の適否決定……………(農地建設課) 3

登 載 依 頼

- くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会の会議の開催……………(くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会) 4
- 玉名平野条里跡発掘調査に係る自然科学分析業務の一般競争入札の実施……………(教育委員会) 4
- 環境影響評価審査会の会議の開催……………(環境影響評価審査会) 6
- 教育委員会の会議の開催……………(教育委員会) 6

告 示

熊本県告示第 914 号

平成 14 年 12 月 5 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成 14 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 915 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨白水村長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 14 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の 大 字	変 更 前 の 字	区 域	変更後の 大 字	変 更 後 の 字
吉 田	南 鶴	925 の 2 の 一 部	吉 田	壱 本 杉
吉 田	南 鶴	925 の 2 の 一 部	吉 田	小 白 川
吉 田	南 鶴	927 の 1 の 一 部、928 の 一 部、930 の 1 の 一 部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	吉 田	北 鶴
吉 田	北 鶴	954 の 4、954 の 5、972 の 一 部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに字南鶴 905 の 1、927 の 1、930 の 1、932 の 1 に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	吉 田	南 鶴
吉 田	北 鶴	972 の 一 部に隣接する水路である国有地の全部	吉 田	壱 本 杉